

特定非営利活動法人Linen 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Linenという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、40代後半以上の世代に対し、学び直しや趣味としての生きがいづくりとなるコンテンツを提供して、そのコンテンツの指導員の育成、社会教育活動への貢献、及び家庭や職場以外の居場所づくりを通じて、生き甲斐のある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①学びや趣味になる健康麻雀・短歌・朗読教室等の開催事業
- ②健康麻雀・短歌・朗読等のサークル支援事業
- ③健康麻雀・短歌・朗読等の指導員養成事業
- ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 1人～3人

2 理事のうち、1人を理事長とする。また、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長及び理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を

し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	谷口喜代子
理事	水上真奈
理事	岡本三記子
監事	野池雅人
監事	里内博文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 5,000円／年
 - (2) 賛助会員会費 個人・法人 一口 10,000円 (一口以上) ／年

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 Linen

役職名	氏名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	谷口喜代子		なし
理事	水上真奈		なし
理事	岡本三記子		なし
監事	野池雅人		なし
監事	里内 博文		なし

様式例・記載例（法第10条第1項第5号関係）

設立趣旨書

1. 趣旨

・定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点

日本ではますます高齢化がすすみ、令和5年度厚生労働省が発表した将来推計人口のデータによれば、全人口における65才以上の割合は2020年に28.6%であったところから、2070年には38.7%になる見込みとなっている。また高齢者の増加はもちろんのこと、その予備軍となる40代後半から60代前半の世代も多く存在する。

現在の高齢者が人生の後半を充実して暮らしている姿を見ないと、その予備軍である世代は、将来に希望をもてるだろうか。加齢による身体的・精神的な不安は、この先大きなものになっても小さくなることはないだろう。人生百年時代と言われても、「やっぱり長生きしたい。長生きすることは幸せなことだ」と心から言えることは、人生の後半をいかに過ごすか、ではないだろうか。

超高齢化社会の日本で誰もが抱いているであろう「人生後半をどのように生きるか」という問題は、今のような社会のままでは解決することができないと思われる。

・法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由

40代後半から60代前半の仕事や子育てからのリタイア前後の世代を対象に、健康麻雀・短歌・朗読等の教室や会を行うことで、趣味や学びを提供する。これにより新しい趣味や学び、それを通じた仲間づくりにつなげ、最終的には、その場を仕事や家庭とともに新たな居場所にしてもらうことを目的に事業を行う。また本事業に参加した方々の中から、次の指導員育成につなげていくことで、本事業を全国に広めていくことも検討しており、本事業を通じて不特定多数の方に喜んでもらえると考えている。

・法人格が必要となった理由

今回、法人として申請するに至ったのは、今までに実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進し、日本全体へ活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的に認められた公益的な組織にしていくことが最良の策であると考えたためである。また、当団体の活動が、営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えた。

2. 申請に至るまでの経過

・法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯

当団体の活動が、営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただき、またより広く社会課題の解決を行うため、法人の設立をするに至った。

2024年8月28日

特定非営利活動法人Linen

設立代表者 住所

氏名 谷口喜代子

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2025年 03月 31日まで

特定非営利活動法人Linen

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
1. 学びや趣味になる健康麻雀・短歌・朗読教室等の開催事業	・学びや趣味になる麻雀・短歌・朗読教室の開催・運営	(A)年4回(予定) (B)京都市内 (C)4名程度	(D)一般市民 (E)1回15名程度(年60名程度)	50
2. 健康麻雀・短歌・朗読等のサークル支援事業	・上記教室を経て参加者同士が新たにつくるサークル活動の支援	(A)随時 (B)京都市内 (C)4名程度	(D)参加者のうち希望者 (E)10名程度	0
3. 健康麻雀・短歌・朗読等の指導員養成事業	・学びや趣味になる麻雀・短歌・朗読教室等の指導員養成のためのセミナー開催等	(A)初年度実施せず (B)－ (C)－	(D)－ (E)－	－
4. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・当該事業年度は実施予定なし	(A)初年度実施せず (B)－ (C)－	(D)－ (E)－	

(法第10条第1項第7号関係)

2025年度の事業計画書

2025年 04月 01日から 2026年 03月 31日まで

特定非営利活動法人Linen

1 事業実施の方針

- 以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定入数	事業費の予算額 (単位:千円)
1. 学びや趣味になる健康麻雀・短歌・朗読教室等の開催事業	・学びや趣味になる麻雀・短歌・朗読教室の開催・運営	(A)月1回(予定) (B)京都市内 (C)4名程度	(D)一般市民 (E)1回15名(年180名程度)	150
2. 健康麻雀・短歌・朗読等のサークル支援事業	・上記教室を経て参加者同士が新たにつくるサークル活動の支援	(A)随時 (B)京都市内 (C)4名程度	(D)参加者のうち希望者 (E)50名程度	0
3. 健康麻雀・短歌・朗読等の指導員養成事業	・学びや趣味になる麻雀・短歌・朗読教室等の指導員養成のためのセミナー開催等	(A)年2回程度 (B)京都市内 (C)4名程度	(D)一般向け (E)5名程度	50
4. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・当該事業年度は実施予定なし	(A)初年度実施せず (B)- (C)-	(D)- (E)-	

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人Linen
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2. 受取寄附金			
受取寄付金		0	
3. 受取助成金等			
民間助成金		0	
4. 事業収益			
研修事業収益		0	
5. その他収益			
雑収益		0	
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
アルバイト人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	30,000		
会場費	20,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
会議費	0		
家賃水光熱費	0		
その他経費計	50,000		
事業費計		50,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
アルバイト人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
会議費	0		
家賃水光熱費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			50,000
当期経常増減額			50,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額		50,000	
設立時正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		50,000	

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人Linen
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	150,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄付金		0	
3. 受取助成金等			
民間助成金		0	
4. 事業収益			
研修事業収益		0	
5. その他収益			
雑収益		0	
経常収益計			200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
アルバイト人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	120,000		
会場費	50,000		
旅費交通費	15,000		
消耗品費	15,000		
会議費			
家賃水光熱費	0		
その他経費計	200,000		
事業費計		200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
アルバイト人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
会議費	0		
家賃水光熱費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			200,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			50,000